

特定非営利活動法人日本小児循環器学会総務委員会規則

(委員会の設置)

第1条 定款施行細則第11条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下「本会」と呼ぶ）の運営のため、本会総務委員会（以下「総務委員会」と呼ぶ）を置く。

(目的)

第2条 総務委員会は本会の現状とともに将来像を議論し、具体的課題を理事会に提言する。本会の各種活動、及び他学会との連携・調整等に関わる事項について議論する。

(構成と定員)

- 第3条 総務委員会の構成は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員からなる。
2. 総務委員会の定員は10名程度とし、そのうち複数名からなる副委員長を置く。
 3. 総務委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
 4. 総務委員会は第8条の業務のため小委員会として庶務委員会を設置し広報、庶務、地方会、用語の各部門と各担当委員を置く。また、必要に応じて庶務委員会内に部門を増設し、担当委員を置くことができる。
 5. 総務委員会が第8条の業務のため必要と判断した場合には、総務委員会委員が委員長となり、若干名の委員からなる小委員会を設置することができる。
 6. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。
 3. 庶務委員会の各部門および庶務委員会以外の小委員会は総務委員会がその任務を終えたと判断した場合は廃止する。

(選任方法)

- 第5条 委員は評議員のうちから理事会において選任する。
2. 委員長および財務担当委員は理事会において選任した担当理事があたる。
 3. 副委員長は委員の互選によって定める。
 4. 庶務委員会の各部門の委員は総務委員会で指名し、理事会に報告する。

(解任)

第6条 委員の解任は理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第7条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第8条 総務委員会の業務は会員、財務、評議員会、総会、外部機関との渉外、学会事務委託、広報、将来計画、地方会、その他、日本小児循環器学会の運営に必要な基本的事項である。

(運営)

第9条 総務委員会は総務委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 総務委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 総務委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、委員の2分の1以上の同意を得た場合に限り、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
5. 会議の議事については、議事録を作成する。
6. 庶務委員会およびその他の小委員会が必要に応じて部門ごとに開催し、議事録を作成し総務委員会に提出する。

(事務局)

第10条 総務委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

(改正)

第11条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、総務委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成27年9月27日から施行する。